

仕 様 書

1 件 名

カーペット張替工事（西寮3階～7階廊下・エレベーターホール）

2 工事場所

東京都八王子市南大沢4丁目5番地
救急救命東京研修所

3 工事可能期間

平成30年8月20日（月）～平成31年3月22日（金）までの間で、研修生が不在となる以下の期間とする。

- ① 平成30年8月20日（月）～平成30年8月27日（月）
- ② 平成31年1月21日（月）～平成31年2月1日（金）
- ③ 平成31年3月12日（火）～平成31年3月22日（金）

4 工事内容（詳細は別添工事内訳書を参照）

西寮3階から7階の廊下・エレベーターホールのタイルカーペット張替え工事

- (1) 既存タイルカーペットの撤去
- (2) 新規タイルカーペットの張替
- (3) 既存ソフト巾木の撤去
- (4) 新規ソフト巾木の張替
- (5) 発生残材の撤去処分

5 改修条件

- (1) 使用する接着剤については、J I Sマーク表示品又はホルムアルデヒド発散等級の国土交通省大臣認定を受けたものであること（F☆☆☆☆マーク表示品とする。）。
- (2) タイルカーペットは、J I S A 6 9 2 1により建築基準法に基づく不燃材料の指定又は認定を受けたものであること。

6 作業条件

- (1) 作業時間は原則8：30～17：00（時間延長は別途協議）。
- (2) 工事開始前に工程表を提出し担当者と協議すること。
- (3) 施工に当たっては、設備等を汚損しないようにシート掛け等の適切な養生の措置を行うこと。
- (4) 既存のカーペットの施工に当たって発生した廃棄物は、請負者が責任を持って処分すること。
- (5) 本件の施工に当たっては、当研修所の業務・授業に支障がないよう、十分留意すること。

- (6) 工事中は、安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。また、事故発生の場合は速やかに係員に報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (7) 施工に当たって必要な電気・水道は、施設内の指定された場所の設備を使用することとし、当研修所の負担とする。

7 完成検査及び報告

- (1) 検査については、工事完了後に係員の検査を受けること。
- (2) 工事施工業者は、工事記録、工事完了届出書等の各種書類を作成し2部を救急振興財団に提出すること。

8 瑕疵担保責任

工事施工後1年間、不良等が認められる場合は、原則として当方からの連絡後、翌営業日以内に、その不良個所の修理を無償にて行うこと。

9 その他

この仕様書に明記のない事項、または疑義が生じた場合は、速やかに係員の指示を受けること。

10 支払条件

工事完了後、履行確認を行った上で支払う。